

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 1 2 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公益社団法人平戸市シルバー人材センターの財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告(公表)します。

平成 28 年 6 月 2 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

### 第 1 監査の種別

財政援助団体等監査

### 第 2 監査の対象

公益社団法人 平戸市シルバー人材センター

### 第 3 監査の範囲及び方法

平戸市が、平成 25 年度及び 26 年度に公益社団法人平戸市シルバー人材センターに交付した補助金等について、出納その他の事務が適正に行われているか関係書類の調査をし、また、担当職員の説明を聴取する方法により実施した。

### 第 4 監査の期間

平成 28 年 3 月 22 日

### 第 5 監査の結果

補助金の実績報告書は決算諸表等と符号し、補助金に係る会計処理は適正に行われていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指定管理受託の懸案事項や、補助金等に関連する事業についての意見等は次のとおりである。

## 【意見】

### 1. 平戸市との平成 26 年度業務委託契約について

平戸市とは、所管課を通じて各種業務の委託契約書を締結しているが、業務上必要としない判断からか個人情報取扱特記事項が添付されていないものがあった。特に観光課所管業務に多く、生月支所、田平支所、市民課所管業務においても散見された。

しかし、個人情報の取扱いの基準については判断が困難な場合もあるので、平戸市との委託契約においては再度確認するのが望ましい。

### 2. ワンコインまごころサービス事業について

本事業は平成 24 年度から実施され、初年度は 56 件、平成 25 年度は 26 件、平成 26 年度は 215 件の利用がなされ、平成 27 年度は 600 件を超える見込みとなっている。

このことは、市民に事業の内容が浸透しつつあること、26 年度から利用料が 500 円から 100 円に値下げされ利用しやすくなったことが要因と思われる。利用内容としては、全般的に買い物やゴミの仕分け・ゴミ出し、ストーブの灯油入れなどの業務が多い。

また、事業実績報告においては、個々の利用一覧表が提出されているものの、利用実人数の把握がなされていない。実人数を把握することは、今後も利用件数が伸びると予想される本事業の利用者の実態や動向を知ることができ、事業展開の資料としても必要と思われることから、市所管課と協議し対処されたい。

## 第 6 むすび

平戸市シルバー人材センターは、平成 24 年 4 月 1 日から公益社団法人となり、平成 27 年 3 月 31 日現在、会員数 253 人（男 164 女 89）で、ここ数年間は大きな変化はない。平均年齢は 70.3 歳、会員となる 60 歳以上の対象者数 14,984 人の 1.7% となっている。平成 26 年度の受託事業実績として受注件数は 2,523 件、契約金額 122,874 千円で微増傾向にある。派遣事業では 7 件で 18,587 千円となっている。派遣事業とは、派遣労働会員と雇用関係を結び、派遣先事業所で指揮命令を受けて就労するものである。平成 27 年度は 19 件、5,300 超の延人員数となっており、今後も増加が見込まれる。また、国からの交付金の算定基準も受託事業及び派遣事業の就業延人員が目安となっており、それに合わせた平戸市からの補助金は、平成 23 年度から 26 年度まで 8,800 千円で、平成 27 年度は 10,300 千円となっている。

また、平成 26 年度末の財務状況では、運転資金としての現金預金が 7,092 千円、減価償却引当資産等としての預金が 6,818 千円となっており、資金管理には、今後とも十分留意されたい。

一方、会員の確保については、野外作業などの経験が少ない高齢者が増えており、

毎月出前入会説明会や「事務局だより」の発行、看板の設置など会員募集の普及啓発活動に努めている。

結びに、これからも「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の目的に沿った、会員が安全に就業できる機会が増えるよう望まれる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。